

第1 第90期中（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）中間事業概況書

1 事業の概要

・主要勘定の増減の事由及びその他事業の状況の推移に関する重要な事項

貸出金は、相次ぐ自然災害への対応などセーフティネット機能の発揮に取り組みましたが、お取引先の資金需要の低迷などから、期末残高は前期末比1,705億円減少し、8兆4,776億円となりました。

有価証券は、国内債券を中心として、投資環境や市場環境を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は前期末比1,434億円減少し、1兆3,712億円となりました。

預金・譲渡性預金は、預金増加した結果、期末残高は前期末比561億円増加し、5兆2,055億円となりました。また、債券は、募集債等が減少した結果、期末残高は前期末比1,493億円減少し、4兆3,102億円となりました。

これらの結果、総資産の期末残高は、前期末比1,392億円減少し、11兆7,509億円となりました。総自己資本比率（「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」（平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号）に基づき算出したもの）は、13.37%となりました。

損益面につきましては、経常収益は、資金運用収益は減少しましたが、その他経常収益を計上したことから、前年同期比36億円増加し、902億円となりました。経常費用は、その他経常費用を計上したこと等から、同33億円増加し、601億円となりました。

以上により、経常利益は前年同期比2億円増加し300億円となり、中間純利益は前年同期比12億円増加し216億円となりました。

・償却及び引当の方針

自己査定に基づき適正な償却・引当を実施しており、監査法人による会計監査を受けています。現状の不良債権に対して十分な処理を完了している状況にあります。

| | |
|-----------|----------------------------------|
| 正常先・要注意先 | 過去の貸倒の実績に基づき合理的に算出した額を引当金として計上。 |
| 破綻懸念先 | 担保などで保全されていない額のうち、必要額を引当金として計上。 |
| 実質破綻先・破綻先 | 担保などで保全されていない額の全額を引当金として計上または償却。 |

2 営業所等の増減

| 区分 | 前期末 | 当中間期末 | 増減(△) |
|-----|-----|-------|-------|
| 本支店 | 93 | 93 | 0 |
| 出張所 | 8 | 8 | 0 |
| 計 | 101 | 101 | 0 |

| 区分 | 前期末 | 当中間期末 | 増減(△) |
|------------------|-------|-------|-------|
| 代理組合等 | 130 | 130 | 0 |
| 組合等代理を営む営業所又は事務所 | 2,300 | 2,297 | △3 |

3 会社役員及び職員の増減

| 区 分 | | 前 期 末 | 当中間期末 | 増減 (△) |
|------------------|------------|----------------|----------------|-------------|
| 会 社 役 員 | 取 締 役 | 7 うち非常勤 (1) | 7 うち非常勤 (4) | 0 (3) |
| | 会 計 参 与 | | | |
| | 監 査 役 | 5 うち非常勤 (3) | 4 うち非常勤 (2) | △1 (△ 1) |
| | 執 行 役 計 | 12 | 11 | △1 |
| 職 員 | 事 務 系 | 3,798 | 3,943 | 145 |
| | 庶 務 系 | 59 | 62 | 3 |
| | 計 | 3,857 | 4,005 | 148 |
| 合 計 | | 3,900 | 4,009 | 109 |

当中間期末における取締役を兼務する執行役の員数 0 人

当中間期末における出向職員数 119 人

4 株主の状況

| 氏 名 又 は 名 称 | 所 有 株 式 数 | 割 合 |
|-------------------|--------------|--------|
| 財務大臣 | 1,016,000 千株 | 46.46% |
| 中部交通共済協同組合 | 8,085 千株 | 0.36% |
| 関東交通共済協同組合 | 6,580 千株 | 0.30% |
| 株式会社珈栄舎 | 6,087 千株 | 0.27% |
| 東銀リース株式会社 | 5,300 千株 | 0.24% |
| 大阪船場繊維卸商団地協同組合 | 4,810 千株 | 0.21% |
| 北央信用組合 | 4,662 千株 | 0.21% |
| 東京木材問屋協同組合 | 4,626 千株 | 0.21% |
| 協同組合小山教育産業グループ | 4,223 千株 | 0.19% |
| 共立信用組合 | 3,772 千株 | 0.17% |
| その他の株主 (24,998 名) | 1,122,384 千株 | 51.33% |
| 計 (25,008 名) | 2,186,531 千株 | 100% |

5 貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

| | 繰入額 | 取崩額 | 純 繰 入 額 (△純取崩額) | 当中間 期末残高 | 摘要 |
|------------|---------|---------|--------------------|-------------|----|
| 一般貸倒引当金 | 41,039 | 46,771 | △ 5,732 | 41,039 | — |
| 個別貸倒引当金 | 146,563 | 152,594 | △ 6,030 | 146,563 | — |
| 特定海外債権引当勘定 | — | — | — | — | — |
| 合 計 | 187,602 | 199,365 | △ 11,762 | 187,602 | — |

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額

5,874 百万円

6 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

標準的手法

(単位：百万円)

| 項目 | 当中間期末 | | 前期末 | |
|---|-----------|-----------------|---------|-----------------|
| | | 経過措置による 不算入額 | | 経過措置による 不算入額 |
| 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目 | | | | |
| 普通株式に係る株主資本の額 | 412,325 | | 390,701 | |
| うち、資本金及び資本剰余金の額 | 218,653 | | 218,653 | |
| うち、利益剰余金の額 | 194,729 | | 177,595 | |
| うち、自己株式の額(△) | 1,057 | | 1,049 | |
| うち、社外流出予定額(△) | | | 4,497 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | | | | |
| 普通株式に係る新株予約権の額 | | | | |
| 評価・換算差額等及びその他公表準備金の額 | 559,285 | | 576,351 | |
| うち、危機対応準備金の額 | ※ 135,000 | | 150,000 | |
| うち、特別準備金の額 | 400,811 | | 400,811 | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額 | | | | |
| 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ) | 971,611 | | 967,053 | |
| 普通株式等Tier1資本に係る調整項目 | | | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額 | 7,672 | | 7,634 | |
| うち、のれんに係るものの額 | | | | |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額 | 7,672 | | 7,634 | |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 | | | | |
| 繰延ヘッジ損益の額 | 15 | | 24 | |
| 適格引当金不足額 | | | | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | | | | |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | | | | |
| 前払年金費用の額 | 14,672 | | 14,647 | |
| 自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等の普通株式の額 | | | | |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | | | | |
| うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額 | | | | |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | | | | |
| 特定項目に係る15%基準超過額 | | | | |
| うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額 | | | | |
| うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額 | | | | |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | | | | |

| | | | | |
|--|---------|--|---------|--|
| その他Tier1資本不足額 | | | | |
| 普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ) | 22,360 | | 22,306 | |
| 普通株式等Tier1資本 | | | | |
| 普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ) | 949,251 | | 944,746 | |
| その他Tier1資本に係る基礎項目 | | | | |
| その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額 | | | | |
| その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額 | | | | |
| その他Tier1資本調達手段に係る負債の額 | | | | |
| 特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額 | | | | |
| 適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | | |
| 評価・換算差額等に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額 | | | | |
| その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ) | | | | |
| その他Tier1資本に係る調整項目 | | | | |
| 自己保有その他Tier1資本調達手段の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額 | | | | |
| 少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額 | | | | |
| その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額 | | | | |
| 調整項目に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額 | | | | |
| Tier2資本不足額 | | | | |
| その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ) | | | | |
| その他Tier1資本 | | | | |
| その他Tier1資本の額 ((ニ)-(ホ)) (ヘ) | | | | |
| Tier1資本 | | | | |
| Tier1資本の額 ((ハ)+(ヘ)) (ト) | 949,251 | | 944,746 | |
| Tier2資本に係る基礎項目 | | | | |
| Tier2資本調達手段に係る株主資本の額 | | | | |
| Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額 | | | | |
| Tier2資本調達手段に係る負債の額 | 10,000 | | 10,000 | |
| 特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額 | | | | |
| 適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 4,000 | | 4,000 | |
| 一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額 | 41,039 | | 46,771 | |
| うち、一般貸倒引当金Tier2算入額 | 41,039 | | 46,771 | |
| うち、適格引当金Tier2算入額 | | | | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額 | | | | |
| 評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額 | | | | |
| Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ) | 55,039 | | 60,771 | |
| Tier2資本に係る調整項目 | | | | |
| 自己保有Tier2資本調達手段の額 | | | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額 | | | | |

| | | | | |
|--|-----------|--|-----------|--|
| 少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額 | | | | |
| その他金融機関等のTier2資本調達手段の額 | | | | |
| 調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額 | | | | |
| Tier2資本に係る調整項目の額 (リ) | | | | |
| Tier2資本 | | | | |
| Tier2資本の額 ((チ)-(リ)) (ヌ) | 55,039 | | 60,771 | |
| 総自己資本 | | | | |
| 総自己資本合計 ((ト)+(ヌ)) (ル) | 1,004,290 | | 1,005,517 | |
| リスク・アセット等 | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 7,274,827 | | 7,162,449 | |
| 資産(オン・バランス)項目 | 7,035,108 | | 6,916,699 | |
| 調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | | | | |
| オフ・バランス取引等項目 | 200,258 | | 203,569 | |
| CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | 39,112 | | 41,850 | |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 | 348 | | 330 | |
| マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額 | | | | |
| オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 | 235,199 | | 245,688 | |
| 信用リスク・アセット調整額 | | | | |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | | | | |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ヲ) | 7,510,027 | | 7,408,138 | |
| 自己資本比率 | | | | |
| 普通株式等Tier1比率 ((ハ)/(ヲ)) | 12.63 % | | 12.75 % | |
| Tier1比率 ((ト)/(ヲ)) | 12.63 % | | 12.75 % | |
| 総自己資本比率 ((ル)/(ヲ)) | 13.37 % | | 13.57 % | |
| 調整項目に係る参考事項 | | | | |
| 少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額 | 11,474 | | 11,269 | |
| その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 | | | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 | | | | |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 | 43,874 | | 42,208 | |
| Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 | | | | |
| 一般貸倒引当金の額 | 41,039 | | 46,771 | |
| 一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額 | 90,935 | | 89,530 | |
| 内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合においては、零とする。) | | | | |
| 適格引当金に係るTier2資本算入上限額 | | | | |
| 資本調達手段に係る経過措置に関する事項 | | | | |
| 適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額 | | | | |
| 適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合においては、零とする。) | | | | |
| 適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額 | 4,000 | | 4,000 | |
| 適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合においては、零とする。) | 4,491 | | 4,992 | |

※貸借対照表計上額から平成30年6月21日定時株主総会決議に基づく減少予定額15,000百万円を控除しております。

第2 第90期中（2018年9月30日現在）中間貸借対照表

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------|------------|--------------|------------|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | 1,685,683 | 預 金 | 5,092,981 |
| コールローン | 42,272 | 譲渡性預金 | 112,621 |
| 買入金銭債権 | 29,471 | 債 券 | 4,310,220 |
| 特定取引資産 | 12,284 | コールマネー | 660 |
| 有価証券 | 1,371,280 | 債券貸借取引受入担保金 | 595,531 |
| 貸出金 | 8,477,687 | 特定取引負債 | 6,769 |
| 外国為替 | 16,763 | 借 用 金 | 385,106 |
| その他資産 | 88,520 | 外国為替 | 4 |
| 有形固定資産 | 42,622 | その他負債 | 87,836 |
| 無形固定資産 | 11,037 | 未払法人税等 | 10,733 |
| 前払年金費用 | 21,107 | 資産除去債務 | 220 |
| 繰延税金資産 | 34,073 | 未払債券元金 | 17,864 |
| 支払承諾見返 | 105,751 | その他の負債 | 59,017 |
| 貸倒引当金 | △187,602 | 賞与引当金 | 4,430 |
| | | 退職給付引当金 | 19,951 |
| | | 役員退職慰労引当金 | 9 |
| | | 睡眠債券払戻損失引当金 | 42,323 |
| | | 環境対策引当金 | 144 |
| | | 支払承諾 | 105,751 |
| | | 負債の部合計 | 10,764,342 |
| | | （純資産の部） | |
| | | 資 本 金 | 218,653 |
| | | 危機対応準備金 | 150,000 |
| | | 特別準備金 | 400,811 |
| | | 資本剰余金 | 0 |
| | | その他資本剰余金 | 0 |
| | | 利益剰余金 | 194,729 |
| | | 利益準備金 | 22,411 |
| | | その他利益剰余金 | 172,318 |
| | | 固定資産圧縮積立金 | 449 |
| | | 特別積立金 | 49,570 |
| | | 繰越利益剰余金 | 122,297 |
| | | 自 己 株 式 | △1,057 |
| | | 株主資本合計 | 963,137 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 23,458 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 15 |
| | | 評価・換算差額等合計 | 23,474 |
| | | 純資産の部合計 | 986,611 |
| 資産の部合計 | 11,750,953 | 負債及び純資産の部合計 | 11,750,953 |

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------|----------|--------|
| 経 常 収 益 | | 90,212 |
| 資 金 運 用 収 益 | 52,238 | |
| (うち貸出金利息) | (47,279) | |
| (うち有価証券利息配当金) | (3,026) | |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 4,507 | |
| 特 定 取 引 収 益 | 1,392 | |
| そ の 他 業 務 収 益 | 900 | |
| そ の 他 経 常 収 益 | 31,173 | |
| 経 常 費 用 | | 60,135 |
| 資 金 調 達 費 用 | 3,631 | |
| (うち預金利息) | (1,422) | |
| (うち債券利息) | (867) | |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 1,027 | |
| 特 定 取 引 費 用 | 9 | |
| そ の 他 業 務 費 用 | 326 | |
| 営 業 経 費 | 39,351 | |
| そ の 他 経 常 費 用 | 15,787 | |
| 経 常 利 益 | | 30,076 |
| 特 別 利 益 | | 177 |
| 特 別 損 失 | | 47 |
| 税 引 前 中 間 純 利 益 | | 30,206 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 9,345 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △770 | |
| 法 人 税 等 合 計 | | 8,575 |
| 中 間 純 利 益 | | 21,631 |

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------------|---------|-------------|---------|--------------|-------------|
| | 資本金 | 危機対応 準備金 | 特別準備金 | 資本剰余金 | |
| | | | | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 |
| 当期首残高 | 218,653 | 150,000 | 400,811 | 0 | 0 |
| 当中間期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | |
| 中間純利益 | | | | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額） | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | — | — | — | — | — |
| 当中間期末残高 | 218,653 | 150,000 | 400,811 | 0 | 0 |

| | 株主資本 | | | | | | |
|---------------------------|-----------|---------------|-----------|-------------|-------------|--------|------------|
| | 利益剰余金 | | | | | 自己株式 | 株主資本 合計 |
| | 利益 準備金 | その他利益剰余金 | | | 利益剰余金 合計 | | |
| | | 固定資産 圧縮積立金 | 特別 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 21,511 | 465 | 49,570 | 106,046 | 177,595 | △1,049 | 946,009 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | 899 | | | △5,396 | △4,497 | | △4,497 |
| 中間純利益 | | | | 21,631 | 21,631 | | 21,631 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | △16 | | 16 | — | | — |
| 自己株式の取得 | | | | | | △7 | △7 |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額） | | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | 899 | △16 | — | 16,250 | 17,134 | △7 | 17,127 |
| 当中間期末残高 | 22,411 | 449 | 49,570 | 122,297 | 194,729 | △1,057 | 963,137 |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---------------------------|------------------|-------------|----------------|---------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 25,516 | 24 | 25,540 | 971,550 |
| 当中間期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △4,497 |
| 中間純利益 | | | | 21,631 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | — |
| 自己株式の取得 | | | | △7 |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額） | △2,057 | △8 | △2,066 | △2,066 |
| 当中間期変動額合計 | △2,057 | △8 | △2,066 | 15,060 |
| 当中間期末残高 | 23,458 | 15 | 23,474 | 986,611 |

第5 第90期中 (2018年4月1日から
2018年9月30日まで) 中間キャッシュ・フロー計算書

中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成しているため、省略しております。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として、時価のある株式については中間決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：2年～60年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2012年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により
損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額
法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（実務対応報告第28号 2018年2月16日）を当中間期の期首から適用しており、子会社株式に係る将来加算一時差異について、予測可能な将来の期間に、その売却等を行う意思決定又は実施計画が存在しないため、繰延税金負債を計上しない処理に変更しております。この変更による影響は軽微であるため、当該影響額については、当中間期における法人税等調整額に計上しております。また、この変更による1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

追加情報

(特別準備金)

2008年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。
- (5) 2018年6月21日開催の定時株主総会において、危機対応準備金の額の減少が承認されています。当該効力発生日は2019年3月29日の予定であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 3,441百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は58,222百万円、延滞債権額は294,970百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は455百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,668百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は376,317百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は188,328百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

| | |
|-------------|--------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 1,050,797百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 2,604百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 595,531百万円 |
| 借入金 | 203,389百万円 |

上記のほか、先物取引証拠金等の代用として、有価証券3,929百万円を差し入れております。
また、その他資産には、金融商品等差入担保金74,200百万円、保証金・敷金等2,052百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,176,117百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,127,082百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 64,811百万円
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は105,826百万円であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益11,762百万円、償却債権取立益14百万円及び睡眠債券の収益計上額18,181百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却3百万円、株式等償却12百万円及び睡眠債券払戻損失引当金繰入額15,683百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 当事業年度 期首株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期間 末株式数 | 摘要 |
|------|----------------|------------------|------------------|-----------------|-----|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 10,142 | 38 | — | 10,181 | (注) |
| 合計 | 10,142 | 38 | — | 10,181 | |

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (2018年9月30日現在)

| | 種類 | 中間貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------------|-----|-------------------------|-------------|-------------|
| 時価が中間貸借対照表 計上額を超えるもの | 国債 | 245,717 | 252,365 | 6,647 |
| | 地方債 | 13,905 | 13,930 | 25 |
| | 社債 | 20,437 | 20,631 | 194 |
| | 小計 | 280,059 | 286,926 | 6,866 |
| 時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの | 国債 | — | — | — |
| | 地方債 | 70,462 | 69,818 | △643 |
| | 社債 | — | — | — |
| | 小計 | 70,462 | 69,818 | △643 |
| 合計 | | 350,522 | 356,745 | 6,222 |

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2018年9月30日現在)

| | 中間貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------------|---------------------|-------------|-------------|
| 子会社・子法人等株式 | — | — | — |
| 関連法人等株式 | — | — | — |
| 合計 | — | — | — |

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

| | 中間貸借対照表計上額 (百万円) |
|------------|---------------------|
| 子会社・子法人等株式 | 3,441 |
| 関連法人等株式 | — |
| 合計 | 3,441 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券（2018年9月30日現在）

| | 種類 | 中間貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------------|-----|-------------------------|---------------|-------------|
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | 株式 | 28,172 | 8,140 | 20,032 |
| | 債券 | 619,889 | 616,088 | 3,800 |
| | 国債 | 363,448 | 360,878 | 2,570 |
| | 地方債 | 73,021 | 72,733 | 288 |
| | 社債 | 183,419 | 182,477 | 942 |
| | その他 | 42,716 | 30,852 | 11,863 |
| | 小計 | 690,777 | 655,081 | 35,696 |
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | 株式 | 1,274 | 1,558 | △283 |
| | 債券 | 300,631 | 301,810 | △1,179 |
| | 国債 | — | — | — |
| | 地方債 | 245,216 | 246,030 | △814 |
| | 社債 | 55,414 | 55,779 | △365 |
| | その他 | 20,141 | 20,626 | △484 |
| | 小計 | 322,047 | 323,995 | △1,947 |
| 合計 | | 1,012,825 | 979,076 | 33,748 |

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

| | 中間貸借対照表計上額 (百万円) |
|----|---------------------|
| 株式 | 8,983 |
| 合計 | 8,983 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、56百万円（うち、社債56百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

| | |
|-----------------|--------------------|
| 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 | 時価が取得原価に比べて下落 |
| 要注意先 | 時価が取得原価に比べて30%以上下落 |
| 正常先 | 時価が取得原価に比べて50%以上下落 |

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

| | |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 46,850百万円 |
| その他 | 20,868 |
| 繰延税金資産小計 | 67,718 |
| 評価性引当額 | △22,798 |
| 繰延税金資産合計 | 44,919 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | 10,290 |
| 固定資産圧縮積立金 | 197 |
| 前払年金費用 | 352 |
| その他 | 7 |
| 繰延税金負債合計 | 10,846 |
| 繰延税金資産の純額 | 34,073百万円 |

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 200円24銭

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

1株当たりの中間純利益金額 9円93銭

第6 危機対応業務に関する事業計画の実施の状況及び 他の事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置の状況

1. 危機対応業務に関する事業計画の実施の状況

1.1 総括

- ・「業務の改善計画」を平成29年10月25日に提出するとともに、平成30年1月11日に公表された「商工中金の在り方検討会」の提言及び「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」の意見を真摯に受け止め、「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」を平成30年5月22日に提出し、危機対応業務の的確な執行に努めております。

1.2 体制

- ・「危機対応業務に関する事業計画」に記載した実施体制及び監査体制及び平成29年10月25日に主務省に提出した「業務の改善計画」に基づき、危機対応業務と通常業務とを峻別し、制度趣旨を踏まえた運用の徹底を図るべく、本部専門部署による事前・事後のチェック等、内部管理体制を強化の上で、危機対応業務を実施しました。

1.3 当該年度の実施結果

- ・特別相談窓口にて、危機事案により業況悪化を来している事業者からの資金繰り相談に対し、懇切・丁寧・迅速な対応を実施しました。
＜熊本地震により直接・間接問わず被災した事業者に対する資金繰り支援＞
平成30年4月～9月実績 15件、4億円
- ・加えて、取引先への金融面からの支援に留まらず、経常的な取引を通じて、財務アドバイス等、経営改善支援に取り組んだ結果、平成30年4月～9月において、25,450先で売上高改善等、業況の回復を確認しました。

1.4 その他

- ・危機対応業務等の不正事案に繋がった当金庫本位の業務運営を真摯に反省し、経営体制の刷新を行うとともに、お取引先とのリレーションを深化させ、真にお客さま本位で長期的な視点から、困難な経営課題を抱えている中小企業の企業価値向上に貢献するというビジネスモデルの実現に向け、全役職員がその意識を共有し、一丸となって取り組みます。
- ・コンプライアンスの抜本的な立て直しについては、新たな倫理憲章、行動基準等の定着や継続的な研修の実施を通じ、役職員一人ひとりが社会的責任の自覚を持ち、コンプライアンス最優先の業務運営を実現・定着します。
- ・中小企業信用保険法附則第六項の規定を遵守し、危機対応業務として行う貸付に係る債務の保証については、同法の規定は適用しておりません。

2. 他の事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置の状況

2.1 総括

- ・平成30年5月22日に主務省に提出した「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」に基づいて、地域金融機関に対して当金庫のビジネスモデルの考え方と地域金融機関との関わり方を丁寧に説明し、信頼関係の構築に取り組んでおります。
- ・地域金融機関やその業界団体を地域における重要なパートナーと認識し、役員、本部、営業店の各層で、連携・協業に向けた地域金融機関への働きかけを行っております。
- ・地域金融機関の業界団体との意見交換会を開催するとともに、新たに全国銀行協会との意見交換会を実施しました。
- ・他の事業者との間の適正な競争関係の確保に向けて、営業店に改めて考え方を周知・徹底するとともに、その運用に関する的確なモニタリングを実施してまいります。

2.2 体制

- ・「危機対応業務に関する事業計画」に記載した体制及び「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」に基づき、他の事業者との間の適正な競争関係の確保に取り組みました。

2.3 当該年度の実施結果

- ・地域金融機関との連携を中期経営計画等で経営方針の一つとして掲げ、営業店長会議等で全営業店へ周知・徹底しました。
- ・役員が地方銀行、第二地方銀行を始めとした大半の地域金融機関の頭取や役員を訪問し、当金庫が取り組むビジネスモデルと地域金融機関との連携・協業の考え方等を説明して信頼関係の構築を図りました。併せて各業界団体に対しても同様の説明を実施しました。
- ・全営業店の「連絡窓口」を通じた現場レベルでの情報交換、各業務主管部による本部同士の情報交換等を通じて、本支店一体となって地域金融機関との連携・協業に向けた働きかけを行いました。
- ・引き続き、地域金融機関と連携し、中小企業のライフステージに応じた安定的な資金供給等に取り組むとともに、成長資金の供給促進のためのリスクマネー供給、危機時における資金供給の補完等、中小企業の資金繰りや経営安定化のためにリスクを取りつつ支援しました。
- ・その結果、取引先の資金繰り支援に向けたリファイナンスやノウハウ提供等を通じた協調、M&Aや海外展開支援での連携案件に繋がり、中小企業の経営改善支援や金融円滑化に対応しました。
- ・平成30年9月には、第二地方銀行協会、全国信用組合中央協会、全国銀行協会、10月には全国地方銀行協会、全国信用金庫協会と意見交換会を開催し、適正な金利設定やそのモニタリング等に関して意見交換を行いました。
- ・適正な競争関係の確保に向けて、金利の適用や民間金融機関を対象とした肩代わりに関する考え方を改めて周知・徹底しました。加えて、協議案件に関する妥当性検証や実行案件の貸出金利分析、サンプルチェック等を通じた本部によるモニタリングに取り組んでまいります。
- ・また、政府信用を背景にした市場規律をゆがめるような融資等についてはこれらを厳に慎むとともに、危機対応業務においては、一般の金利情勢や日本政策金融公庫からの信用補完措置等を勘案した利率設定を行う等、他の事業者との間の適正な競争関係の確保に配慮し、業務を運営しました。

(注)危機対応業務に関する事業計画の期間は、平成30年4月1日～平成31年3月31日ですが、実績については、平成30年4月1日～平成30年9月30日の実績を記載しています。

第7 完全民営化の実現に向けた財政基盤の強化及び

中小企業者に対する金融の円滑化を図るための先進的な金融上の手法を用いた業務の状況

1. 完全民営化の実現に向けた財政基盤の強化

平成 30 年度上期のわが国の景気は、緩やかな持ち直しが続きました。豪雨や台風・地震といった自然災害要因により一時的に下押しされる局面も見られましたが、雇用環境の改善や賃金の上昇等により個人消費は持ち直し、企業収益の改善を背景に設備投資も増加基調となったほか、海外経済の緩やかな持ち直しを受け輸出が増加基調で推移するなど、内外需ともに総じて安定した推移となりました。

中小企業についてみますと、日本銀行の「全国企業短期経済観測調査」において、景況感は足元でやや足踏みが見られますが総じて改善基調となりました。一方、当金庫の「中小企業の人手不足に対する意識調査」（2018 年 7 月調査）によると雇用の不足感は強まっており、人件費負担の増加など人手不足を原因とする経営への悪影響が懸念されます。

こうした金融経済環境の中、当金庫は自らの財政基盤の強化に向けて、以下の取組みを実施いたしました。

当金庫の使命と求められる役割を踏まえ、中小企業等の企業価値向上を通じた当金庫自らの収益力の向上に努めるとともに、一層の業務効率化のため、「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」及び「商工中金経営改革プログラム」を策定し、具体的な取組みを開始しました。

今後の新たなビジネスモデルの確立に向け、中小企業専門金融機関としての実績・ノウハウや、国内外のネットワークなど、当金庫ならではの特性を活かした「経営支援総合金融サービス事業」を展開しました。

真にお客さま本位の取組みが徹底されるよう意識改革を行うとともに、経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業や、リスクの高い事業に乗り出そうとしているものの課題に直面している中小企業に対して、課題解決に繋がる付加価値の高いサービスの提供に重点的に取り組みました。

こうしたビジネスモデルを実現するために、当金庫の業務・組織・人事制度を抜本的に改革し、経営・業務の徹底した高度化・効率化を実行するとともに、取締役会等の機能強化など、ガバナンス態勢の強化を図りました。

これらの取組みにより、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けていきます。

1.1 安定調達基盤の強化

(単位：億円)

| | 前中間期末 | 当中間期末 | 前年同期比 (△) |
|-----------|--------|--------|-----------|
| 預金残高 | 51,062 | 50,929 | △132 |
| 債券残高 | 46,500 | 43,102 | △3,398 |
| 債券発行額 (※) | 4,879 | 4,229 | △649 |

※債券発行額は、前中間期（平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日）、当中間期（平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日）を記載。

預金は、個人向け定期預金が増加したものの、法人預金が減少した結果、当中間期末の残高は、前年同期比 132 億円減少し、5 兆 929 億円となりました。

債券は、3 年募集債を 2,173 億円、5 年募集債を 1,836 億円、10 年募集債を 220 億円発行し、当中間期末残高は、前年同期比 3,398 億円減少し、4 兆 3,102 億円となりました。

1.2 収益力向上、業務効率化

(単位：百万円)

| | 前中間期 | 当中間期 | 前年同期比 (△) |
|-----------|--------|--------|-----------|
| 業務粗利益 | 59,384 | 54,043 | △5,341 |
| 経費 | 38,197 | 38,235 | 38 |
| 経常利益 | 29,860 | 30,076 | 216 |
| 中間純利益 | 20,358 | 21,631 | 1,273 |
| 総自己資本比率 | 13.50% | 13.37% | △0.13% |
| リスク管理債権比率 | 3.6% | 3.5% | △0.1% |
| OHR | 64.5% | 71.2% | 6.7% |

2. 中小企業者に対する金融の円滑化を図るための先進的な金融上の手法を用いた業務の状況

2.1 重点分野の取組み

- ・ 中小企業の課題を踏まえ、生産性が低く、経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業やリスクの高い事業に乗り出そうとしているがうまく進められない中小企業に対し、顧客の状況や地域の実情等に応じて地域金融機関とも連携・協業し、以下の重点分野を中心とした顧客の課題解決に繋がるソリューションを引き続き提供します。
 - A) 事業性評価を起点に、財務構造改革を実施したのち、本業支援を行うことで、企業価値向上を支援。(CFイノベーション)
 - B) 債務超過や赤字等、財務・収支に課題を有している企業に対し、経営改善計画の策定支援等を通じ、事業再生・経営改善を支援。
 - C) 業界集約化やビジネスモデルの変革(脱下請化、海外展開)を行う企業に対し、産業再編M&A、海外展開支援等を実施。
 - D) フロンティア分野(航空機、ロボット、高度IT)に挑戦する企業や創業から間もない企業に対し、投融資と本業支援一体の支援を実施し、地域金融機能の高度化への取組み。

2.2 ソリューションニーズに対する取組み

(事業承継・M&A支援)

- ・ 中小企業経営者の高齢化が進んでおり、中小企業の事業承継支援ニーズも増加が見込まれていることから、事業承継に伴うファイナンスニーズに対して、顧客ニーズやスキームに応じて、シニア、メザニン、エクイティを効果的に活用しました。また、事業承継の出口としてのM&A等の多様なニーズに対応しました。

(販路拡大・生産性向上支援)

- ・ 国内での販路拡大ニーズに加えて、M&Aニーズや海外での販路拡大ニーズにも対応していくことから、ビジネスマッチング担当の人員を増強し、ビジネスマッチングデータベースの整備・高度化を進めるとともに、AIを活用したマッチングシステムの導入を図ることで、迅速性と精度を高めたビジネスマッチング体制を整備しました。

(財務改善支援)

- ・ Aゾーン先に対する財務構造改革支援やBゾーン先に対する金融正常化に向けたエグジット支援等を行うに際して、効果的な手法の一つとして、当金庫の中立的な立場を活かした地域金融機関との調整機能を発揮したシンジケートローンの活用を強化しました。また、生産性向上のための工場建替え等の大型の設備投資時の資金調達においても、顧客の課題解決に繋がるソリューションとしてシンジケートローンを効果的に活用しました。

(海外展開支援)

- ・ 中国・ASEAN・北中米を重点地域と位置付け、人民元建て現地法人貸付へのサポート強化、ASEAN地域での現地政府機関や現地銀行とのアライアンス強化、ニューヨーク支店を活用した地域金融機関との連携強化等、中小企業の多様化する海外展開ニーズに的確に対応するための体制を整備のうえ、積極的なサポートを実施しました。

(リスクヘッジ支援)

- ・ 多様化する為替変動に対するリスクヘッジニーズにきめ細かく対応することにより、新たな顧客層の掘り起こしを進めました。

(組合支援)

- ・ 中小企業組合は、傘下の組合員も含め当金庫の重要な取引基盤であることを再認識のうえ、組合の機能を活用し、多様なソリューションを効果的かつ面的に提供しました。